

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6182702号
(P6182702)

(45) 発行日 平成29年8月16日(2017.8.16)

(24) 登録日 平成29年7月28日(2017.7.28)

(51) Int.Cl. F 1
HO4M 1/11 (2006.01) HO4M 1/11 Z
A45C 11/00 (2006.01) A45C 11/00 E

請求項の数 3 (全 12 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2017-9037(P2017-9037) (22) 出願日 平成29年1月22日(2017.1.22) 審査請求日 平成29年1月22日(2017.1.22) 早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 308038727 菊地 雪枝 千葉県松戸市新松戸3丁目296番地A810 (72) 発明者 菊地 雪枝 千葉県松戸市新松戸3丁目296番地A810 審査官 中村 信也</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携帯端末保持用手帳型ケース

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチパネル方式の表示面を有する携帯端末の本体裏側に固定する裏カバーと、該裏カバーの一側縁に揺動自在に設けられ本体の表示面を開閉自在に被覆する表カバーとで形成された手帳型ケースにおいて、表カバーの内側にカードを収納する収納部を設けると共に、表カバーの内側に弾性シート状の手指保持具を設け、該手指保持具にて収納部に収納したカードを被覆するように構成し、該手指保持具の左右に手指挿入口を形成し、表カバーを反転して裏カバー側に重ねたときに表出する手指保持具の一方の手指挿入口内に手指を挿入するように設け、挿入した手指を手指保持具で保持するように構成したことを特徴とする携帯端末保持用手帳型ケース。

【請求項2】

前記手指保持具において、前記表カバーを反転して前記裏カバー側に重ねたときに、前記手指挿入口が前記本体の左右側縁部に沿って近接する位置に形成された請求項1記載の携帯端末保持用手帳型ケース。

【請求項3】

前記裏カバーに撮影用孔を設け、該撮影用孔を前記本体裏側のカメラ機器の位置に合わせると共に、該裏カバーに前記表カバーを重ねたときに撮影用孔の位置に重なる透過部を前記表カバーに設けた請求項1記載の携帯端末保持用手帳型ケース。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【 0 0 0 1 】

本発明は、スマートフォンやタブレット等に装着する手帳型のケースにおいて片手での保持・操作を容易にする携帯端末保持用手帳型ケースに関する。

【背景技術】

【 0 0 0 2 】

スマートフォンやタブレットなどの携帯端末に装着するケースやカバーとして、携帯端末の背面に装着するカバータイプや、携帯端末を手帳のように包み込む手帳型ケース等が使用されている。

【 0 0 0 3 】

カバータイプには、例えば特許文献 1 に記載の保護カバーや、特許文献 2 に記載のホールド用カバーなどが提案されている。特許文献 1 の保護カバーは携帯端末の裏側に装着する保護カバーの中央に、指先を挿入する帯状の挿入部を突設したもので、携帯端末を保持する際にこの挿入部に指をかける保護カバーである。

10

【 0 0 0 4 】

特許文献 2 のホールド用カバーは、当発明者が先に提案したカバーであり、本体の側縁部に着脱自在に装着される固定体と本体の裏面を被覆するカバー体とを備えている。そして、携帯端末の左右側縁部に沿った指先差込口をカバー体に形成したもので、この手指差込口に手指を挿入して本体を保持すると、本体を持った手で携帯端末を容易に操作できるようになるなど、携帯端末の操作性を向上させることに成功したものである。

【 0 0 0 5 】

20

一方、手帳型ケースとして特許文献 3 に記載のケースが提案されている。この手帳型ケースは、携帯端末の裏側に固定する裏カバーと、該裏カバーに揺動自在に連結された表カバーとで手帳型に形成された携帯端末用ケースである。特に、特許文献 3 の手帳型ケースによると、この手帳型ケースに吊下げベルトを装着し、携帯端末を肩などに吊り下げて使用することで、携帯端末の操作を容易にするというものである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【 0 0 0 6 】

【特許文献 1】特開 2 0 1 3 - 5 5 5 1 0 号公報

【特許文献 2】特許第 5 8 0 6 4 2 2 号公報

30

【特許文献 3】実用新案登録第 3 2 0 6 2 4 8 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 7 】

特許文献 1 に記載の保護カバーは、携帯端末の裏側に装着する保護カバーに、更に指先を挿入する帯状の挿入部を突設した構成になっている。そのため、この保護カバーを携帯端末に装着すると携帯端末全体が分厚くなり、保護カバーの裏側から突出した挿入部が携帯端末の収納時や移動時の妨げになる。

【 0 0 0 8 】

しかも、この保護カバーによると、挿入部に差し込んだ指は本体の裏面中央部分に固定されるため、携帯端末を操作する際に、固定された裏面中央部から表示面に指を伸ばすことになり、表示面側の指の操作範囲が制限される不都合もあった。

40

【 0 0 0 9 】

そこで、特許文献 2 に記載のホールド用カバーにより、本体の左右側縁部に沿って近接する手指差込口をカバー体に形成することで、携帯端末を持った手の指で操作する際の操作性を著しく向上させることができるようになっている。

【 0 0 1 0 】

ところが、特許文献 1 の保護カバーや特許文献 2 のホールド用カバーは、いずれも携帯端末の裏側に装着するカバータイプであるから、特許文献 3 のように、携帯端末を包み込む手帳型ケースに利用することは困難な構造であった。

50

【0011】

すなわち、手帳型ケースを装着した携帯端末を片手で使用する場合、表カバーを裏カバーに重ねた状態で持つことがある。ところが、表カバーは開閉自在になるように揺動する構成なので、この動きやすい表カバーを介して携帯端末を保持・操作しようとする不安定な状態になるおそれがある。そこで、特許文献1や特許文献2のように裏カバーに挿入部や指先差込口を設けると、これらの挿入部や指先差込口に表カバーが重なるため、これら挿入部や指先差込口に指先を挿入することが困難になる。

【0012】

しかも、手帳型ケースの中には表カバーの内側にカードなどを収納する収納部を備えている構成も多く、表カバーは、あたかも手帳の表紙のごとく開閉するように設けられている。このような開閉自在な表カバーの存在が携帯端末を片手で保持する際の障害になっていた。この結果、従来の手帳型ケースを使用する場合は、通常の手帳と同様に表カバーを開いた状態のまま両手で使用することが多くなっている。このように、従来の手帳型ケースは、カバータイプと比べて片手での保持・操作が困難になる不都合があった。

10

【0013】

そこで、特許文献3の手帳型ケースでは、携帯端末のケースに吊下げベルトを装着することで、操作を容易にするように構成されている。すなわち、吊下げベルトで携帯端末を吊り下げると、手帳型ケースの表カバーを開いたときに、吊下げたままで携帯端末を操作できるというものである。しかしながら、吊下げベルトで携帯端末の落下を防止できるとしても、開閉自在な表カバーを固定することはできないので、片手での保持・操作を容易にするには、未だ多くの課題が残されている。

20

【0014】

そこで本発明は上述の課題を解消すべく創出されたもので、従来では片手での保持・操作が困難であった手帳型ケースにおいて、携帯端末を持った片手で容易に保持・操作することが可能になる携帯端末保持用手帳型ケースの提供を目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0015】

上述の目的を達成すべく本発明の第1の手段は、タッチパネル方式の表示面P1を有する携帯端末の本体P裏側に固定する裏カバー20と、該裏カバー20の一側縁に揺動自在に設けられ本体Pの表示面P1を開閉自在に被覆する表カバー10とで形成された手帳型ケースにおいて、表カバー10の内側にカードQを収納する収納部12を設けると共に、表カバー10の内側に弾性シート状の手指保持具30を設け、該手指保持具30にて収納部12に収納したカードQを被覆するように構成し、該手指保持具30の左右に手指挿入口31を形成し、表カバー10を反転して裏カバー20側に重ねたときに表出する手指保持具30の一方の手指挿入口31内に手指を挿入するように設け、挿入した手指を手指保持具30で保持するように構成したことにある。

30

【0016】

第2の手段は、前記手指保持具30において、前記表カバー10を反転して前記裏カバー20側に重ねたときに、前記手指挿入口31が前記本体Pの左右側縁部P3に沿って近接する位置に形成されたものである。

40

【0018】

第3の手段は、前記裏カバー20に撮影用孔21を設け、該撮影用孔21を前記本体P裏側のカメラ機器の位置に合わせると共に、該裏カバー20に前記表カバー10を重ねたときに撮影用孔21の位置に重なる透過部11を前記表カバー10に設けたものである。

【発明の効果】

【0021】

本発明の請求項1に記載のごとく、表カバー10の内側に弾性シート状の手指保持具30を設けると共に、該手指保持具30の左右に手指挿入口31を形成し、表カバー10を反転して裏カバー20側に重ねたときに表出する手指保持具30の一方の手指挿入口31内に手指を挿入するように設け、挿入した手指を手指保持具30で保持するように構成し

50

たことにより、開閉自在に設けられている表カバー 10 を介して携帯端末を保持していても極めて安定した状態になる。この結果、従来では片手での保持・操作が困難であった手帳型のケースであっても、携帯端末を持った片手による保持・操作が容易になるものである。

また、表カバー 10 の内側にカード Q を収納する収納部 12 を設け、該収納部 12 に収納したカード Q を手指保持具 30 にて被覆するように構成しているのので、携帯端末を使用する際に、表カバー 10 を反転しても収納しているカード Q の露出を防ぐことができる。この結果、使用者の個人情報を守ることができ、使用時の安全性を高める効果がある。また、この手指保持具 30 はカード Q が本体 P の表示面 P1 に直接接触するのを防止するので、本体 P の表示面 P1 を保護する効果も奏する。

10

【0022】

請求項 2 のように、手指挿入口 31 は、本体 P の左右側縁部 P3 に沿うように形成されるので、手指挿入口 31 に挿入した手指をいずれかの左右側縁部 P3 に沿った位置に固定することができる。したがって、本体 P を持った手指で表示面 P1 を操作し易い状態になり、片手での操作性をより高めることができる。

【0024】

請求項 3 のごとく、裏カバー 20 に撮影用孔 21 を設け、該撮影用孔 21 を本体 P 裏側のカメラ機器の位置に合わせると共に、該裏カバー 20 に表カバー 10 を重ねたときに撮影用孔 21 の位置に重なる透過部 11 を表カバー 10 に設けたことにより、表カバー 10 と裏カバー 20 とを重ねた状態で本体 P のカメラを使用することが可能になる。したがって、従来の手帳型ケースのように、両手で表カバー 10 を開きながら撮影するなどといった面倒な操作は解消される。しかも、撮影時において手指挿入口 31 に挿入した手指を手指保持具 30 で保持できるので、本体 P が安定し、カメラ撮影に適した操作が可能になる。

20

【図面の簡単な説明】

【0027】

【図 1】本発明の一実施例を示す使用状態の背面図である。

【図 2】本発明の表カバーと裏カバーを開いた状態を示す正面図である。

【図 3】本発明の表カバーを裏カバー側に反転する状態を示す平面図である。

【図 4】本発明の装着状態を示す斜視図である。

30

【図 5】本発明保持具の一実施例を示す斜視図である。

【図 6】本発明保持具の使用状態を示す背面図である。

【図 7】本発明保持具の装着状態を示す要部側面図である。

【発明を実施するための形態】

【0028】

本発明ケースは、スマートフォンやタブレット等の本体 P の表側にタッチパネル方式の表示面 P1 を備えた携帯端末に装着するケースである。本発明ケースの基本構成は、表カバー 10、裏カバー 20、手指保持具 30 にて構成される（図 1 参照）。そして、携帯端末本体 P の前面と後面とを、表カバー 10 と裏カバー 20 とで覆う手帳型ケース状に形成する（図 4 参照）。

40

【0029】

手指保持具 30 は、表カバー 10 の内側に設けられるシート状の部材であり、表カバー 10 を反転すると表カバー 10 が裏カバー 20 に重なり手指保持具 30 が表出するように設けている（図 1 参照）。この手指保持具 30 の左右には、手指挿入口 31 を形成している。そして、手指保持具 30 の一方の手指挿入口 31 内に手指を差し込んだ手指を手指保持具 30 が保持するように構成している。

【0030】

手指保持具 30 のシート状とは、携帯端末本体 P と表カバー 10 との間に介することが可能な比較的薄い部材で、手指保持具 30 の一部又は全体を構成する。すなわち、手指保持具 30 を 1 枚の矩形状シート材で形成する他、適数枚の帯状シートや他の固定部材等と

50

組み合わせることも可能である。また、複層構造のシートを形成し、シートの中に手指を挿入できるようにすることも可能である。したがって、手指保持具 30 の厚みや幅、形状等は携帯端末本体 P と表カバー 10 との間に介することが可能な範囲で任意に変更することができる。

【0031】

更に、この手指保持具 30 を構成するシート材は、特に弾性を有する弾性シートが使用される。例えば、平ゴム、織ゴム等のゴム材や、シリコンゴム、TPU等の合成樹脂材、あるいは弾性繊維を織り込んだり、含有させたりしたシートなど、あらゆる種類の弾性シート材の使用や、弾性シート材に伸縮性のないシート材を組み合わせることで手指保持具 30 を設けることも可能である。したがって手指保持具 30 の材質は、一部又は全体に弾性を有し、シート状に形成可能な材質から任意に選択することができる。また、シート材の弾性力も任意に設定することができる。

10

【0032】

図示の手指保持具 30 は、1枚の矩形状の弾性シートを示している(図1参照)。そして、このシート材の上下端部に固着部 32 を設け、この固着部 32 を表カバー 10 に固定することで、開放した左右側縁を手指挿入口 31 とするものである。固着部 32 の固定手段は、例えば、接着手段や縫着手段等でシート材を表カバー 10 に直接固定する他、弾性シート材と別体の固着部 32 をシート材端部に設け、この固着部 32 を介して表カバー 10 に固定する手段などがある。

【0033】

更に、表カバー 10 に予め任意の固定部を設けておき、この固定部に手指保持具 30 の固着部 32 を着脱自在に固定することも可能である。また、手指保持具 30 を縦向きの帯状ループ形状に形成し、ループの片側を表カバー 10 に装着するなど、手指保持具 30 の形状や装着手段等は任意に変更することができる。

20

【0034】

一方、手指挿入口 31 は、手指保持具 30 の左右に形成する部位で、この手指挿入口 31 内に挿入した手指を手指保持具 30 で保持するように設けている。すなわち、表カバー 10 を反転して裏カバー 20 側に重ねたときに手指保持具 30 の手指挿入口 31 が表出するように構成している。図示例では、手指保持具 30 の左右側縁部を手指挿入口 31 と形成している。また、この手指挿入口 31 は、手指保持具 30 の一部を切り込んで任意形状の手指挿入口 31 を形成するなどの変更が可能である。

30

【0035】

このとき、手指挿入口 31 を本体 P の左右側縁部の両方又はいずれかに沿って近接する位置に形成することで、手指挿入口 31 に手指を挿入することが容易になる。例えば、左右側縁部の両方に近い手指挿入口 31 を形成すると、左右側縁部のどこからでも手指を挿入することができる。また、本体 P の左右側縁部において、右利きや左利きの違いで使用の多い側の側縁部に沿った位置に配置することもできる。更に、本体 P の一方の左右側縁部から、他方の左右側縁部方向に指先分だけ移動した範囲内の位置に手指挿入口 31 を形成することで、本体 P を持った手の指で行う操作性を高めることが可能になる。尚、手指挿入口 31 の形成位置は、例えば表カバー 10 の形状によって変更するなど任意の変更が可能である。

40

【0036】

更に、この手指保持具 30 にて、表カバー 10 の収納部 12 に収納したカード Q を覆うように設けることもできる(図2参照)。図示例では、収納部 12 の上下に手指保持具 30 の固着部 32 を固定している。この場合、手指挿入口 31 からカード Q を出し入れすることが可能になる。このように、手指保持具 30 にてカード Q を覆うように設けることで、使用しているカード Q の種類などが人目に触れずに済み、個人情報を守ることができる。

【0037】

しかも、従来の手帳型ケースでは収納部 12 に収納したカード Q により、表示面 P 1 の

50

保護フィルムが傷付く虞もあった。すなわち、表カバー 10 を表示面 P 1 に重ねたときに、カード Q のエッジ部分が表示面 P 1 に当ることが原因である。そこで、本発明ケースの如く、手指保持具 30 にてこのカード Q を被覆することで、表示面 P 1 側の損傷を防止することも可能になる。

【 0 0 3 8 】

裏カバー 20 は、本体 P の裏側を被覆すると共に、本体 P を固定する固定部 22 を備えるものである（図 2 参照）。図示の固定部 22 は、本体 P の外周囲に嵌合する枠体状に構成したものである。すなわち、本体 P の周囲縁に装着されているスイッチ類の操作を妨げない部分に嵌合するように設けている（図 4 参照）。この固定部 22 は裏カバー 20 に直接設けることが可能である。また、裏カバー 20 と別体に設けた固定部 22 を裏カバー 20 に重合するように設けることもできる。このように固定部 22 の構成や固定手段は任意に選択することができる。

10

【 0 0 3 9 】

更に、裏カバー 20 には、撮影用孔 21 が設けられている（図 2 参照）。この撮影用孔 21 は、本体 P の裏側に配置されたカメラ機器の位置に合わせて設けたもので、カメラレンズやフラッシュライト等のカメラ機器の使用の妨げにならないように開口している。

【 0 0 4 0 】

図中符号 23 は、裏カバー 20 に設けた連結片である（図 2 参照）。この連結片 23 には磁石やスナップ等（図示せず）を備え、本体 P の表示面 P 1 を被覆した表カバー 10 を裏カバー 20 に連結するように構成している。また、表示面 P 1 から表カバー 10 を開いて裏カバー 20 に重ねたときに、この連結片 23 や他の部材で表カバー 10 を裏カバー 20 に連結するように構成することも可能である。尚、この連結片 23 の構成や使用の有無等の選択は任意である。

20

【 0 0 4 1 】

一方、表カバー 10 は、裏カバー 20 の一側縁に揺動自在に設けられる部材で、本体 P の表示面 P 1 を開閉自在に被覆する（図 4 参照）。この表カバー 10 は、本体 P の表示面 P 1 を操作する際に、裏カバー 20 側に反転できるように構成している（図 3 参照）。図示例では、表カバー 10 と裏カバー 20 との連続部分に揺動部 13 を設け、この揺動部 13 を介して表カバー 10 を横方向に反転させるように構成している（図 2 参照）。また、表カバー 10 を裏カバー 20 の上下いずれかの側縁に設けることもできる（図示せず）。この場合、表カバー 10 を縦方向に反転させることになる。

30

【 0 0 4 2 】

図示例では、表カバー 10 を反転して裏カバー 20 に折り重ねると、表カバー 10 と裏カバー 20 との間に隙間が生じる（図 3 参照）。このような隙間は、揺動部 13 や連結片 23 の形状や有無により大きく変化するものであるが、本発明では、表カバー 10 を反転した際に、裏カバー 20 側に表カバー 10 の一部でも接触した状態を折り重ね状態とする。また、裏カバー 20 の全面に表カバー 10 が重なるように構成することも可能である。

【 0 0 4 3 】

更に、表カバー 10 の内側に、カード Q を収納する収納部 12 を設けている（図 2 参照）。この収納部 12 は、非接触型 IC カードやクレジットカード等の各種カード Q を収納することができる。図示の収納部 12 は、表カバー 10 の内側に切欠状の収納部 12 を形成し、手指保持具 30 の手指挿入口 31 から収納部 12 内にカード Q を差し込んでいる。

40

【 0 0 4 4 】

また、表カバー 10 の一部に透過部 11 を設けている。この透過部 11 は、表カバー 10 を裏カバー 20 に折り重ねたときに、裏カバー 20 の撮影用孔 21 の位置に合わせて設けている（図 2、図 3 参照）。図示の透過部 11 は、裏カバー 20 の撮影用孔 21 に重なる開口形状を成している。この透過部 11 の形状は、この他、表カバー 10 の一部を切り欠いた形状や、表カバー 10 の一部を折りたたみ自在に形成し、カメラ使用時にこの一部を折りたたんで透過部 11 を形成することもできる。更に、透過部 11 に透明ガラス等の透明部材や任意のカメラレンズ等を装着することも可能である。このように透過部 11 の

50

構造・形状・サイズ等は任意に変更することができる。

【 0 0 4 5 】

本発明ケースを装着した本体 P を使用するには、表カバー 1 0 を反転して裏カバー 2 0 上に折り重ねる。次に、表出した手指保持具 3 0 の手指挿入口 3 1 のいずれか一方から手指保持具 3 0 の内側に手指を差し込む。そうすると本体 P を持つ手指が手指保持具 3 0 で保持された状態になり、この手指保持具 3 0 を介して本体 P が固定されるので、本体 P を持った片手による本体 P の保持・操作が容易になるものである（図 1 参照）。

【 0 0 4 6 】

次に、本発明の手帳型ケース保持具は、本発明ケースに着脱自在に装着する他、既存の手帳型ケースにも装着可能なケース保持具である。本発明ケース保持具の基本構成は、手指保持具 4 0 と連結具 5 0 にて構成される（図 5 参照）。そして、手帳型ケースの表カバー 1 0 内側に本発明ケース保持具を装着し、表カバー 1 0 を反転すると手指保持具 4 0 が表出するように設けている（図 6 参照）。

【 0 0 4 7 】

本発明ケース保持具の手指保持具 4 0 を構成する弾性シート材は、前記手指保持具 3 0 を構成する弾性シート材と基本的に同じ構成、材質、形状等とする。すなわち、手指保持具 4 0 の左右には、手指挿入口 4 1 を形成している。そして、手指保持具 4 0 の一方の手指挿入口 4 1 内側に差し込んだ手指を表カバー 1 0 で保持するように構成している。また、手指保持具 4 0 の弾性シート材の構成、材質、形状等は、前記手指保持具 3 0 のように任意の変更が可能である。このように、手指保持具 4 0 は、前記手指保持具 3 0 と基本的に同じ構成を成すものである。

【 0 0 4 8 】

本発明ケース保持具の連結具 5 0 は、手指保持具 4 0 の上下端部に設けられ、表カバー 1 0 の上下端部に着脱自在に連結するように構成している。この連結具 5 0 は、更に、固定部 5 1 と取付部 5 2 とを備えている（図 5 参照）。

【 0 0 4 9 】

固定部 5 1 は、手指保持具 4 0 の上下端部に固定する部位で、手指保持具 4 0 と連結具 5 0 とを固定する部位である。図示の固定部 5 1 は金属又はプラスチック等の帯状を成し、手指保持具 4 0 の上下端部に沿って圧着固定する構造である（図 7 参照）。この固定部 5 1 の構造はこの他、接着手段、溶着手段、係止手段、止着手段など、他の固定手段を適宜選択することが可能である。

【 0 0 5 0 】

一方、取付部 5 2 は、連結具 5 0 を表カバー 1 0 の上下端部に着脱自在に取付ける部位である（図 5、図 7 参照）。図示の取付部 5 2 は、固定部 5 1 から延長されたもので、表カバー 1 0 の上下端部に係止する鉤形状の係止片 5 2 A と、取付部 5 2 を表カバー 1 0 に圧着固定する芋ネジ状の固定具 5 2 B とを備えている（図 5 参照）。そして、表カバー 1 0 の上下端部に係止した係止片 5 2 A を固定具 5 2 B にて確実に固定するものである。取付部 5 2 の形状や取付け手段は図示例に限られるものではなく、例えば係止片 5 2 A のみの取付部 5 2 や、他の固定具 5 2 B を備えた取付部 5 2、あるいは裏カバー 2 0 の上下端部等に係止する係止部を延長形成した取付部 5 2 など、表カバー 1 0 の上下端部に着脱自在に取付けることができる構成を任意に選択することができる。

【 0 0 5 1 】

また、手指保持具 4 0 を縦向きの帯状ループ形に形成し、ループの片側を表カバー 1 0 の上下端部に着脱自在に係止する連結具 5 0 として構成することも可能である（図示せず）。この場合、固定部 5 1 と取付部 5 2 は手指保持具 4 0 と同じ弾性シート材にて一体的に形成され、表カバー 1 0 の表側に連結具 5 0 が表出する構成になる。更に、手指保持具 4 0 と連結具 5 0 との材質を変えて帯状ループ形に形成することも可能である。例えば弾性シート材にて任意形状の手指保持具 4 0 を形成すると共に、弾性力のない又は少ない帯状シート材で連結具 5 0 を形成し、これらをループ状に繋ぐことも可能である。

【 0 0 5 2 】

更に、この連結具 5 0 と裏カバー 2 0 とを磁石や面ファスナー等で着脱自在に設けることで、表示面 P 1 から表カバー 1 0 を開いて裏カバー 2 0 に重ねたときに、この連結具 5 0 にて表カバー 1 0 を裏カバー 2 0 に連結するように構成することも可能である。

【 0 0 5 3 】

本発明ケース保持具を装着するには、表カバー 1 0 の上下端部に連結具 5 0 の取付部 5 2 を取付け表カバー 1 0 の内側に手指保持具 4 0 を装着する（図 7 参照）。次に、本体 P を使用する際は、表示部 P 1 を覆っている表カバー 1 0 を反転して裏カバー 2 0 上に折り重ね、表出した手指保持具 4 0 の手指挿入口 4 1 のいずれか一方側から手指保持具 4 0 の内側に手指を差し込む（図 6 参照）。そうすると、本体 P を持つ手指が手指保持具 4 0 で保持された状態になり、この手指保持具 4 0 を介して本体 P が固定されるので、本体 P を持った片手による本体 P の保持・操作が容易になる。

10

【 0 0 5 4 】

本発明ケース保持方法は、手帳型ケースの表カバー 1 0 を利用して本体 P を保持する方法である。すなわち、左右に手指挿入口 4 1 が形成された手指保持具 4 0 を表カバー 1 0 の内側に予め設けておく。この手指保持具 4 0 は、前記本発明ケースの手指保持具 4 0 や前記ケース保持具の手指保持具 4 0 などの使用が可能である。また、これら以外の手指保持具の使用も可能である。

【 0 0 5 5 】

そして、表カバー 1 0 を反転して裏カバー 2 0 側に重ねたときに表出する手指保持具 4 0 の手指挿入口 4 1 内に挿入した手指で表カバー 1 0 ごと本体 P を保持する方法である。このように、手帳型ケースの表カバー 1 0 は、従来では手帳型ケースを片手で持つ際の妨げになっていたが、この表カバー 1 0 を利用して本体 P を保持する方法により、手帳型ケースが片手でも持ちやすいケースとして生まれ変わったものである。

20

【 0 0 5 6 】

尚、本発明ケース及び本発明ケース保持具の構成は、図示例に限定されるものではなく本発明の要旨を変更しない範囲での設計変更は自由に行えるものである。

【符号の説明】

【 0 0 5 7 】

P 本体
 P 1 表示部
 Q カード
 1 0 表カバー
 1 1 透過部
 1 2 収納部
 1 3 揺動部
 2 0 裏カバー
 2 1 撮影用孔
 2 2 固定部
 2 3 連結片
 3 0 手指保持具
 3 1 手指挿入口
 3 2 固着部
 4 0 手指保持具
 4 1 手指挿入口
 5 0 連結具
 5 1 固定部
 5 2 取付部
 5 2 A 係止片
 5 2 B 固定具

30

40

【要約】

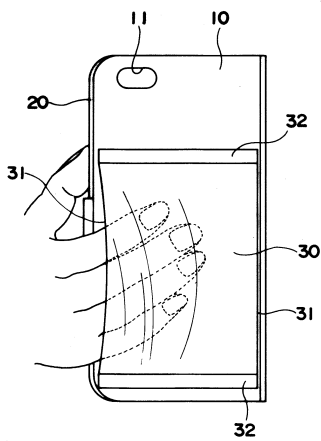
50

【課題】片手での保持・操作が極めて困難であった手帳型のケースにおいて、携帯端末を持った手で保持・操作することが容易になる携帯端末保持用手帳型ケースを提供する。

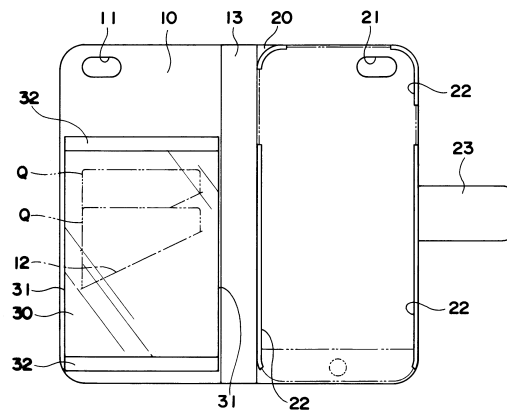
【解決手段】本体 P の裏側に固定する裏カバー 20 を設ける。本体 P の表示面 P 1 を被覆する表カバー 10 を裏カバー 20 に揺動自在に設ける。反転した表カバー 10 の外側が裏カバー 20 の外側に重なるように設ける。表カバー 10 の内側にシート状の手指保持具 30 を設ける。手指保持具 30 の左右に手指挿入口 31 を形成する。手指挿入口 31 内に挿入した手指を手指保持具 30 で保持するように構成する。

【選択図】 図 1

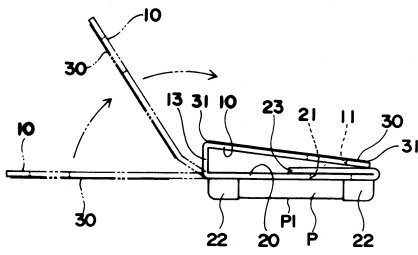
【図 1】



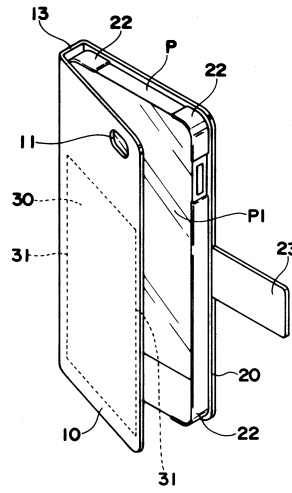
【図 2】



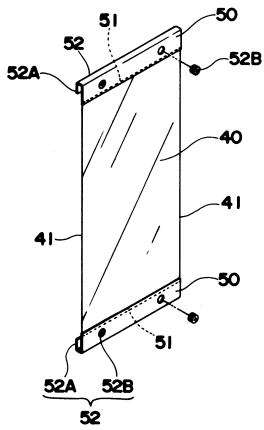
【図3】



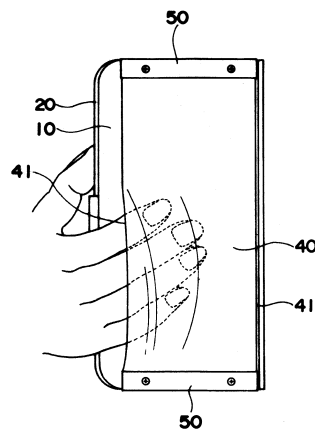
【図4】



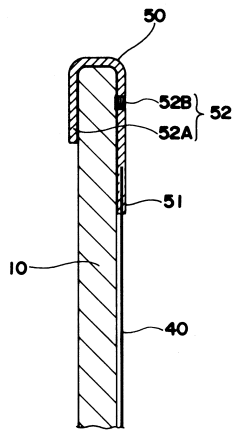
【図5】



【図6】



【 図 7 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2012-044138(JP,A)
特開2014-155135(JP,A)
米国特許第08428664(US,B1)
Leather Folio Case with Hand Strap, Wallet and Card Slots for Samsung Galaxy Note 8.0
(Galaxy Note 8.0,Purple), Amazon.com, 2013年 4月11日, インターネット<URL:https://www.amazon.com/Leather-Wallet-Samsung-Galaxy-Purple/dp/B00CBLXCI>

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A45C	1/00 - 15/08
A45F	3/00 - 3/12
H04M	1/02 - 1/23